

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 参照条文

- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄） 1
- サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）（抄） 1
- 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）（抄） 1

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） （抄）

第二百六十三条の三 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 5 （略）

○ サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号） （抄）

（定義）

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

○ 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第三百三号） （抄）

（定義）

第二条 （略）

2 3 （略）

4 この法律において「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。